

## 静岡県工事着手日選択型工事試行要領

公共工事においては、現在のみならず将来にわたり品質を確保しなければならないが、建設産業においては将来的な担い手の確保・育成が喫緊の課題とされているとともに、過去に整備した施設等の維持管理や災害発生後の応急・復旧対応に活躍する企業の技術力、経営力の強化が必要とされている。

しかしながら、建設産業においては他業種に比べ若年層の離職率が高くなっており、その理由として、社会保険等未加入、休日における施工、年度末の業務集中等が挙げられている。

このようなことから、本県では、県発注工事からの社会保険等未加入建設業者の排除、建設産業の担い手確保・育成入札の試行等を実施しているところであるが、業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事を試行することとする。

各発注機関にあつては、本試行要領の趣旨を踏まえ、本試行工事を実施するとともに、本試行対象外の工事においても、早期発注、適正工期の確保に努める等、発注の平準化を図るものとする。

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる建設工事（以下「工事着手日選択型工事」という。）の試行に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 工事着手日選択型工事の対象は、次により選定を行うものとする。

(1) 次の事項をすべて満たす単年度予算工事又はゼロ債務負担行為設定工事

ア 発注見通しで公表する工事

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により、専任の主任技術者又は監理技術者の配置が見込まれる工事

(2) 次の各号に掲げる工事は、原則として試行対象工事としない。

ア 工期に、落札決定の日から工事着手期限日までの期間（以下「工事着手日選択期間」という。）を加算した期間が、加算前の完成予定年度を超える工事

イ 緊急性のある工事

ウ 竣工又は供用開始日が定められている工事

エ 発注後の状況により、完成工期が完成予定年度を超える可能性がある工事

(3) (1)及び(2)により選定された工事のうち、原則として、設計金額が最も安価な工事を試行対象工事とする。

(工事着手期限日及び工事着手日選択期間)

第3条 工事着手期限日は、該当工事に係る開札日から90日以内とする。

2 発注者は、工事着手期限日をあらかじめ定め、入札公告等に記載しなければならない。

3 受注者は、工事着手日選択期間内で、任意の日を工事着手日とすることができる。

4 受注者は、前項の規定により工事着手日を定める場合は、請負契約締結前に工事着手日を工事着手日通知書(様式第1号)により発注者に通知しなければならない。

5 建設工事請負契約書の着手日は工事着手日を記載するものとする。

(前払金の取扱い)

第4条 試行対象工事に係る前払金は、工事着手日以前に支払いを請求することができない。

(工事着手日前の取扱い)

第5条 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 契約日から工事着手日の前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第7条 工事着手日選択型工事による契約方式の試行により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

## 工 事 着 手 日 通 知 書

(工事着手日選択型工事用)

年 月 日

発注機関の長 様

受注者 住所  
商号又は名称  
氏名 印

次のとおり工事着手日を定めたので通知します。

なお、本工事に係る前払金を請求する場合は、工事着手日以降に請求を行うこと、及び、工事着手日を選択したことに伴う増加経費は受注者の負担とすることに同意します。

建設工事名	
建設工事箇所	
契約年月日 (予定)	年 月 日
工事着手日	年 月 日
工期 (予定)	工事着手日～ 年 月 日

